

東京都医師会団体

安心サポート制度のご案内

制度の概要

介護コース(団体医療保険)、医療コース(団体医療保険)と傷害コース(傷害総合保険)から、任意に加入型をお選びいただけます。
どちらのコースも地震等の天災危険も補償でき、高齢化社会に合わせて介護補償をセットした型を設けています。

【安心サポート制度にご加入の皆さまへ】

医療コース、**傷害コース** は新型コロナウイルス感染症による入通院等も補償します。



介護コース

こんな方におすすめします! **将来のもしもの介護に対応!!**

- ① 将来、自分や身内に介護が必要になった時を心配されている方
- ② 公的介護保険だけでは心配な方
- 介護一時金をお支払いする制度です! ○ 一時金としてお支払いしますので様々な用途に活用できます!

医療コース

こんな方におすすめします! **ケガと病気、新型コロナウイルスにも対応!!**

- ① がんになった時の補償を増やしたい方
- ② 所得補償保険に加えて、入院補償を充実させたい方

魅力ある商品!!

- 三大疾病診断保険金は、がんでは、初めて診断された場合だけでなく、完治後に再発・転移した場合等もお支払い!
- 先進医療等費用保険金は、入院せずに外来で先進医療等を受けた場合もお支払い!

傷害コース

こんな方におすすめします! **ケガ、新型コロナウイルスにも対応!!**

- ① スポーツをよくされる方やお子さまのケガを心配されている方
- ② 海外旅行によく行かれる方で交通事故やテロ・暴漢による被害事故を心配されている方
- ③ オプション"弁護のちから"で法的トラブルに巻き込まれた時の「弁護士費用補償」を補償します!!



保険契約者	公益社団法人 東京都医師会
加入者	公益社団法人 東京都医師会会員の先生 開設者または管理者が東京都医師会会員である医療機関(診療所・病院等)
保険期間	2022年1月1日午後4時から1年間
申込締切日と 保険料振替日	2021年11月12日(金) ※中途加入の受付(随時):毎月10日締切で、翌月1日から保険責任開始 ※保険料は、原則 保険責任開始月の翌月27日にご指定口座より毎月引落し

介護コースの特長

- 1 一時金として500万円or 300万円をお支払いする制度です。
- 2 医師の診査は不要です。簡単な健康告知のみで加入手続きが可能です。
※加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や専用コースでご加入いただく場合があります。
- 3 健康告知で告知事項に該当する場合でも要件を満たせば300万円コースへのご加入が可能です。
(詳細は加入依頼書兼告知書をご確認ください。)
- 4 原因に関係なく所定の介護状態になった場合に介護一時金をお受け取りいただけます。

ご存知ですか?「公的介護保険」のこと!

ポイント 「公的介護保険」は、

- 現金ではなく、介護サービスが給付されます。
- 介護サービスを受けるには自己負担1割が必要です。
- 介護度と介護の状態によって受けられるサービスが決まってきます。
- 満40～満64歳の方は一定の条件を満たさないと受給対象になりません。

(例えば、交通事故などで介護が必要になってもサービスは受けられません。)

公的介護保険はサービスの給付だけなのね…。

自分や、身に介護が必要になったらいろいろな費用がかかるから、一時金が受け取れると助かるわね!!



保険金をお支払いする場合

保険期間中に、疾病や傷害などにより所定の要介護状態^(※1)^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。

保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。

(※1) 要介護状態とは、損保ジャパンが定める所定の要介護状態をいい、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。そのため、公的介護保険制度での要介護認定にかかわらず、この保険でお支払いの対象となるかを独自に判断します。

(※2) 目安として公的介護保険制度(平成27年10月現在)における「要介護2相当」から支払対象となります。

◆公的介護保険制度における要介護状態とは?

要介護1	食事や排せつなどはほとんど一人でできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さが見られることが多い。
要介護2	食事や排せつに何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。洋服の着脱はなんとかできる。
要介護3	食事や排せつに一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などが一人できない。入浴や洋服の着脱などに全面的な介助が必要。
要介護4	食事ときどき介助が必要で、排せつ、入浴、洋服の着脱などに全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持などが一人ではほとんどできない。
要介護5	食事や排せつが一人できないなど、日常生活を送る能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。

ポイント 現金でお支払い



イネ!

コースにより所定の介護一時金を一時金としてお受け取りいただけるので、介護にかかわる様々な出費に備えることができます。

ポイント 簡単な加入条件



イネ!

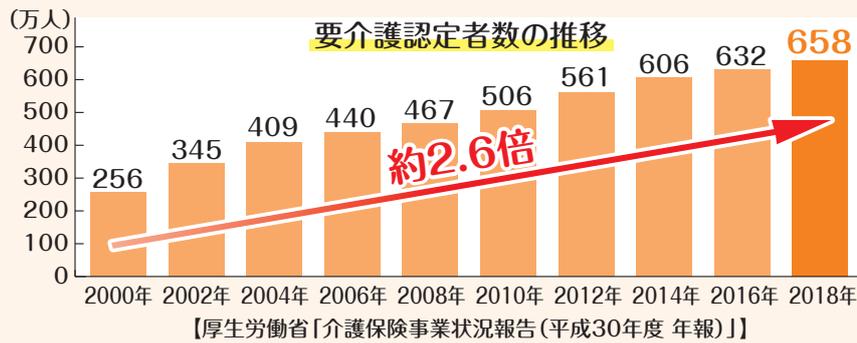
医師の診査は不要です。簡単な健康告知のみで加入手続きが可能です。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし(新・団体医療保険)」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

新規のお申込手続きについて(対面募集以外の場合)

- 1 「加入依頼書」に必要事項を記入いただき、募集代理店宛にFAXください。
- 2 募集代理店から、「健康告知書」をお送りします。
- 3 「健康告知書」にご記入のうえ、「加入依頼書」原本と共に募集代理店に返送ください。
- 4 書類に不備等がなければ、加入手続きは完了となります。

加入者 (保険料負担者)	公益社団法人東京都医師会会員の先生 開設者(理事長)または管理者(院長)が東京都医師会会員である医療機関(診療所・病院等)
被保険者 (保険の対象となる方)	会員本人またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)、役職員、従業員 ※加入者が「法人立医療機関」の場合、役職員、従業員が被保険者になれるのは開設者(理事長)が東京都医師会会員の場合にかぎります。



高齢化が進むにつれ、
介護が必要な人は
年々増え続けて
います。

厚生労働省によると、要介護(要支援)認定者数は2018年度は約658万人となり、公的介護保険制度がスタートした2000年に比べると、認定者数は約2.6倍に増えています。

加入型保険金額

(保険期間1年・団体割引30%適用、天災危険補償特約セット)

介護一時金500万円コース

介護一時金500万円 + 傷害死亡・後遺障害保険金500万円

※健康告知の結果によっては、介護一時金300万円コースにご加入いただくか、ご加入いただけない場合があります。

保険料表(月額)

(保険期間1年・団体割引30%適用、天災危険補償特約セット)

(保険料単位:円)

加入型		
加入型	介護一時金500万円コース (傷害死亡・後遺障害保険金額:500万円)	介護一時金300万円コース ^(※) (傷害死亡・後遺障害保険金額:300万円)
満年齢		
20~24歳	580	340
25~29歳	580	340
30~34歳	580	340
35~39歳	580	340
40~44歳	610	360
45~49歳	710	420
50~54歳	870	520
55~59歳	1,220	730
60~64歳	1,890	1,130
65~69歳	2,850	1,710
70~74歳	5,450	3,270
75~79歳	10,840	6,500

※健康告知の結果により300万円コースにご加入いただく場合の保険料です。

(注1)保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

(注2)お支払いいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象となります。(2021年7月現在)

(注3)団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

<告知の大切さについてのご説明>

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身があるのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

<介護コースご加入にあたってご注意いただきたいこと>

- (1) 保険開始日現在満79歳までの方が新規で加入できます。
継続の方は満89歳までは同じ型で継続することができます。
- (2) ご加入条件について・・・過去の傷病歴や現在の健康状態等により、ご加入をお断りする場合や特別な条件付きでご加入いただく場合があります。
継続加入時に保険金額を増額するなど補償内容を拡大してご加入を希望される場合も同様の扱いとなります。
詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

医療コースの特長

- 1 入院保険金は1日目からお支払いします!
 - 2 病気による入院は、通算1,000日まで補償します!
 (※一回の入院は365日限度とします。)
 - 3 告知書による加入で、医師の診査は不要です!
 (※加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合は、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。)
- ※新型コロナウイルス感染症による入院も補償の対象となります。

〈以下はEタイプ：がん上乘せ補償の特長〉

- 1 『がん診断保険金』は何回でもお支払いします!
 (翌年以降の継続契約を含めた期間について2年に1回を限度*とします。)
- 2 入院補償は1日目から入院日数無制限でお支払いします!

※2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

医療コースの概要

加入タイプ	保険金の種類		保険金のお支払概要
Aタイプ Dタイプ Eタイプ	病気やケガの補償 	入院したとき 入院保険金	<ul style="list-style-type: none"> ● 病気で入院された場合・・・1日目から入院保険金日額をお支払いします。(1回の入院365日限度・通算支払限度1,000日) ● ケガで入院された場合・・・1日目から入院保険金日額をお支払いします。(1事故365日限度)
		入院して所定の手術を受けたとき 手術保険金	<ul style="list-style-type: none"> ● 病気やケガで所定の手術を受けられた場合に、手術保険金をお支払いします。 <重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍 (手術の種類によっては、回数などの制限があります。)
	三大疾病・先進医療補償 	三大疾病診断を受けたとき 三大疾病診断保険金	<ul style="list-style-type: none"> ● 【がんの場合】初めてがん診断確定された場合のほか、「がんが完治後、再発・転移した場合」や「がんが新たに生じた場合」にも保険金をお支払いします。 ● 【急性心筋こうそく・脳卒中の場合】急性心筋こうそく(再発性心筋こうそくを含みます。)または脳卒中を発病し、入院を開始した場合に保険金をお支払いします。 <p>※保険金のお支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に同一のお支払事由に該当した場合は、保険金をお支払いしません。</p>
		先進医療や臓器移植術を受けたとき 先進医療等費用保険金	<ul style="list-style-type: none"> ● 病気やケガで先進医療や臓器移植術を受けた場合の費用等を補償します。(最高500万円) <p>※「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。</p> <p>■ 対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html</p>
	がん上乘せ補償 	がんで入院したとき	● がん診断確定され、がん治療を直接の目的として入院された場合に1日目から無制限でお支払いします。
		がんで通院したとき	● 継続して4日を超えた入院の入院前60日間、退院後180日間に通院された時に45日を限度として通院保険金をお支払いします。
		がんの手術を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ● <重大手術の場合> がん入院保険金日額の40倍 ● <重大手術以外の場合> 入院中の手術：がん入院保険金日額の20倍 外来の手術：がん入院保険金日額の5倍(手術の種類によっては、回数などの制限があります。)
		がんで長期入院されたとき	● がん継続して180日を超えて継続入院された場合に、入院一時金をお支払いします。
		無事に退院されたとき	● がん継続して20日を超えて継続入院され、無事に退院された場合に、退院一時金をお支払いします。
	がんと診断されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 1回目：初めて「がん」と診断確定されたときにお支払い。 ● 2回目以降：「がん」と診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたときにお支払い。 	

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

新規のお申込手続きについて(対面募集以外の場合)

- 1 「加入依頼書」に必要事項を記入いただき、募集代理店宛にFAXください。
- 2 募集代理店から、「健康告知書」をお送りします。
- 3 「健康告知書」にご記入のうえ、「加入依頼書」原本と共に募集代理店に返送ください。
- 4 書類に不備等がなければ、加入手続きは完了となります。

加入者 (保険料負担者)	公益社団法人東京都医師会会員の先生 開設者(理事長)または管理者(院長)が東京都医師会会員である医療機関(診療所・病院等)
被保険者 (保険の対象となる方)	会員本人またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)、役職員、従業員 ※加入者が「法人立医療機関」の場合、役職員、従業員が被保険者になれるのは開設者(理事長)が東京都医師会会員の場合にかぎります。

加入型保険金額

(保険期間1年・団体割引30%適用、天災危険補償特約、
手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

		加入型								
補償内容	加入型	A5	A10	A20	D5	D10	D20	E5	E10	E20
疾病入院保険金 (1回の入院365日限度、 疾病入院通算支払限度1,000日)		1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 20,000円	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 20,000円	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 20,000円
傷害入院保険金 (1事故365日限度)		1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 20,000円	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 20,000円	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 20,000円
疾病手術保険金・傷害手術保険金		入院保険金日額の5倍・20倍・40倍(*)								
三大疾病診断保険金		—	—	—	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
先進医療等費用保険金		—	—	—	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円
がん 補 償	がん入院保険金	—	—	—	—	—	—	20,000円	20,000円	20,000円
	がん通院保険金	—	—	—	—	—	—	10,000円	10,000円	10,000円
	がん手術保険金	—	—	—	—	—	—	入院保険金日額の5倍・20倍・40倍(*)		
	がん入院一時金	—	—	—	—	—	—	10万円	10万円	10万円
	がん退院一時金	—	—	—	—	—	—	10万円	10万円	10万円
	がん診断保険金	—	—	—	—	—	—	100万円	100万円	100万円

(*) <重大手術の場合>入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合>入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍

保険料表(月額)

(保険期間1年・団体割引30%適用、天災危険補償特約、
手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

(保険料単位:円)

		加入型								
満年齢	加入型	A5	A10	A20	D5	D10	D20	E5	E10	E20
20~24歳		650	1,280	2,530	710	1,340	2,590	900	1,530	2,780
25~29歳		810	1,590	3,140	930	1,710	3,260	1,120	1,900	3,450
30~34歳		930	1,830	3,620	1,120	2,020	3,810	1,470	2,370	4,160
35~39歳		980	1,920	3,810	1,280	2,220	4,110	1,790	2,730	4,620
40~44歳		1,030	2,020	4,020	1,520	2,510	4,510	2,260	3,250	5,250
45~49歳		1,210	2,400	4,770	1,980	3,170	5,540	3,390	4,580	6,950
50~54歳		1,490	2,960	5,890	2,610	4,080	7,010	4,920	6,390	9,320
55~59歳		2,050	4,070	8,100	3,730	5,750	9,780	7,050	9,070	13,100
60~64歳		2,690	5,350	10,680	5,110	7,770	13,100	9,760	12,420	17,750
65~69歳		3,850	7,680	15,320	7,150	10,980	18,620	14,140	17,970	25,610
70~74歳		5,640	11,240	22,450	10,360	15,960	27,170	19,130	24,730	35,940
75~79歳		7,530	15,020	30,010	13,650	21,140	36,130	23,720	31,210	46,200

- (注1) 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- (注2) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- (注3) お支払いいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象となります。(2021年7月現在)

<告知の大切さについてのご説明>

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

<医療コースご加入にあたってご注意いただきたいこと>

- (1) 保険開始日現在満79歳までの方が新規で加入できます。
継続の方は満89歳までは同じ型で継続することができます。
- (2) ご加入条件について・・・過去の傷病歴や現在の健康状態等により、ご加入をお断りする場合があります。継続加入時に保険金額を増額するなど補償内容を拡大してご加入を希望される場合も同様の扱いとなります。
- (3) 期間途中で保険金額の増減はできません。
更改時が年1回のチャンスとなります。
- (4) 現在または過去2年以内の既往症により、ご加入をお断りする場合があります。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

傷害コースの特長

- 1 地震が原因のケガも補償されます!
- 2 国内・国外・業務上・業務外を問わず、24時間補償します!
- 3 ケガによる寝たきり(要介護状態)は所定の要介護状態であるかぎり終身補償!
- 4 日常生活に起因する法律上の損害賠償責任も補償(1億円限度)します!(海外旅行中もOK)

※新型コロナウイルス感染症による入院・通院等も補償の対象となります。

【傷害コース】保険金お支払事例

《個人型(P2型)にご加入の場合》

近所へ往診中、自転車で転倒し左腕を骨折。10日間の入院後、のべ16日間通院した。

入院・通院保険金として、合計310,000円お支払い。

(※)実際のお支払いはケガの程度等によって異なります。



傷害コースの概要

保険金の種類	保険金のお支払概要
1 万が一の場合 死亡保険金・後遺障害保険金	お仕事やスポーツ中も含めて24時間、傷害事故(急激かつ偶然な外来の事故。以下同様とします。)がもつて傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり後遺障害が生じた場合、保険金をお支払いします(死亡の場合は保険金額の全額、後遺障害はその程度に応じて保険金額の4%~100%)。
2 入院補償 入院保険金	入院1日につき、入院保険金日額をお支払いします(1,000日限度)。
3 手術保険金	事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来にかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。
4 通院補償 通院保険金	傷害事故の発生の日からその日を含めて1,000日目までの通院に対して1日につき通院保険金日額をお支払いします(90日限度)。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。
介護保険金 所定の要介護状態であるかぎり終身補償!	
5 介護補償 介護保険金	傷害事故により重度後遺障害を被り、所定の要介護状態となった場合、事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間に対して介護保険金をお支払いします。
6 被害事故補償	犯罪、ひき逃げによる傷害事故等にあい、死亡されたり重度後遺障害が生じた場合に、被害事故補償保険金額を限度に逸失利益等の損害を死亡・後遺障害保険金に上乗せしてお支払いします(加害者からの賠償金等は控除されます)。
7 個人賠償責任補償	日常生活における法律上の損害賠償責任を、自己負担なしで国内外問わず補償します。日本国内で発生した事故については、示談交渉サービスもあります。
8 弁護士費用補償	該当するトラブル ^(※) について、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。

(※)詳細は次のページをご参照ください。

●地震によるケガも補償

地震・噴火またはこれらによる津波によるケガについては、上記1~5を補償します。

●特定感染症危険補償

「特定感染症(新型コロナウイルス・O-157を含みます)」を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。

・死亡の場合、保険金は「300万円」を限度として葬祭費用(実費)をお支払いします。(口数選択タイプにご加入の場合は、葬祭費用はセットされません。)

・入院保険金は発病の日からその日を含めて180日限度となります。

・通院保険金は発病の日からその日を含めて180日目までの通院に対し90日限度となります。

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

新規のお申込手続きについて(対面募集以外の場合)

- 1 「加入依頼書」に必要事項を記入いただき、募集代理店宛にFAXください。
- 2 募集代理店から、「口座振替依頼書」^(※)をお送りします。
- 3 「口座振替依頼書」^(※)にご記入・ご捺印のうえ、「加入依頼書」原本と共に募集代理店に返送ください。
- 4 書類に不備等がなければ、加入手続きは完了となります。

(※)休診補償制度の既加入者は同一口座からの引落としとなりますので不要です。

加入者 (保険料負担者)	公益社団法人東京都医師会会員の先生 開設者(理事長)または管理者(院長)が東京都医師会会員である医療機関(診療所・病院等)	
被保険者 (保険の対象となる方) 夫婦型、家族型は、会員本人がご加入いただくことで、右記の方が無記名で被保険者となります。 (必ず会員本人がご加入ください。)	個人型(P1・P2)	会員本人またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)、役職員、従業員 ※加入者が「法人立医療機関」の場合、役職員、従業員が被保険者になれるのは開設者(理事長)が東京都医師会会員の場合にかぎります。
	夫婦型(M1・M2)	○会員本人 ○会員本人の配偶者
	家族型(F1・F2)	○会員本人 ○会員本人の配偶者 ○会員本人またはその配偶者の同居の親族 ○会員本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ※親族とは、本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

加入型別保険料表

(保険期間1年・団体割引30%適用・職種級別A級)

特定感染症危険補償特約、天災危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

補償内容	個人型		夫婦型		家族型		
	P1	P2	M1	M2	F1	F2	
本人	死亡・後遺障害保険金額	3,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円
	入院保険金日額	10,000円	15,000円	15,000円	20,000円	10,000円	15,000円
	手術保険金	入院保険金日額の5.20.40倍(*)					
	通院保険金日額	5,000円	10,000円	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円
	介護保険金(年額)	360万円	360万円	360万円	360万円	360万円	360万円
	被害事故補償保険金額	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額			2,000万円	3,000万円	2,500万円	3,000万円
	入院保険金日額			5,000円	10,000円	10,000円	15,000円
	手術保険金	入院保険金日額の5.20.40倍(*)					
	通院保険金日額			2,500円	5,000円	5,000円	10,000円
	介護保険金(年額)			360万円	360万円	360万円	360万円
	被害事故補償保険金額			1億円	1億円	1億円	1億円
その他親族	死亡・後遺障害保険金額					1,000万円	2,000万円
	入院保険金日額					5,000円	10,000円
	手術保険金	入院保険金日額の5.20.40倍(*)					
	通院保険金日額					2,500円	5,000円
	介護保険金(年額)					360万円	360万円
	被害事故補償保険金額					1億円	1億円
共通	個人賠償責任補償	1億円					
月払保険料(円/月)		5,570	9,270	10,050	15,480	13,650	22,680



弁護のちから(弁護士費用補償)	BNG
法律相談費用	通算10万円限度 (自己負担額1,000円)
弁護士委任費用	通算300万円限度 (自己負担割合10%)
月払保険料(円/月)	610

(*) <重大手術の場合>入院保険金日額の40倍

<重大手術以外の場合>入院中の手術:入院保険金日額の20倍
外来の手術:入院保険金日額の5倍

※弁護士費用補償は個人型にのみセットできるオプションです。
(ただし、未成年者を除きます。)

日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、法的トラブルに巻き込まれたときに「弁護士」をもっと身近に活用するための備えがほしい…

※弁護士費用補償は傷害コース個人型にのみセットできるオプションです

そのような声にこたえて、

弁護のちからが

あなたの生活を守ります!

オプション
弁護の
ちから



あなた自身や大切なお子さまが
法的トラブルに巻き込まれたら、どうしますか?

さまざまなトラブルが潜む中…法的トラブルについてはこのような声があります

Q1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか?

実は、私たちの身の回りでは、さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 約6.5人に1人

出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。



万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、**専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…**

Q2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか?

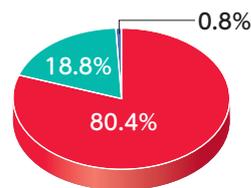
「身近に相談できる弁護士がない」という方が多いのが現状です。

出典:平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパンにて作成

相談できる弁護士がない **80.4%**

相談できる弁護士がいる **18.8%**
わからない **0.8%**

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人



Q3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか?

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。

出典:平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

費用が高そうだから **62.8%**

弁護士に関する情報がわからないから **37.4%**

身近に弁護士がないから **17.1%**

話が難しそうだから **16.4%**

その他 **32.0%**

わからない **1.3%**

0 20 40 60 80 (%)

弁護士費用補償

被保険者の範囲:被保険者ご本人

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



被保険者
ご本人



お子さま

被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



人格権侵害^(※2)^(※3)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。





遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



離婚調停^(※2)

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



▲遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。

✕ 以下のようなトラブルは 保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

- (※1) 被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。
- (※2) 人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。
- (※3) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

① 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 - 自己負担額(免責金額) **1,000円**

■保険金額
(保険期間1年間につき)
通算 **10万円 限度**

② 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 **10%**)

■保険金額
(保険期間1年間につき)
通算 **300万円 限度**

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

▲ **いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。**

お支払事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 **1万円**

弁護士委任にかかった費用 **40万円**
(着手金15万円、報酬金25万円)

法律相談費用保険金のお支払額
1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任費用保険金のお支払額
40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **36万円**

合計 **36万9,000円**
をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



「弁護士紹介サービス」

相談できる弁護士が身近になくても安心!

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「緊急時被害事故 トラブルサポート」

被害事故に遭遇し緊急の対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、右記窓口または取扱代理店までご連絡ください。【受付時間】24時間365日 0120-727-110

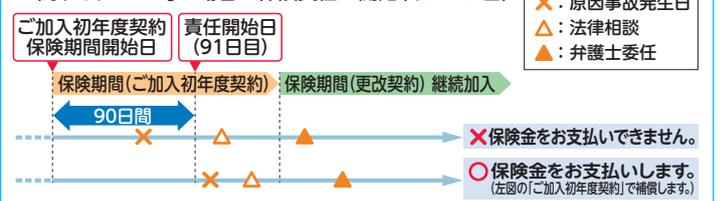
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

◆ 「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)



◆ 「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)



(注) 「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

《新・団体医療保険》

ご加入に際して特にご確認ください事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み**：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、介護一時金支払特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約等をセットしたものです。
- 保険契約者**：公益社団法人東京都医師会
- 保険期間**：2022年1月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日**：2021年11月12日（金）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等**：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

- 加入対象者**：公益社団法人東京都医師会の会員
- 被保険者**：会員本人またはご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます。（新規加入の場合、満79歳（継続加入の場合は満89歳）までの方が対象となります。）
- お支払方法**：2022年2月から、毎月27日に指定口座から引き落としとなります。（12回払）（休業日の場合は翌営業日）
 ※保険料の引落しができなかった場合は、引落し不能分の保険料をお振込みいただきます。引落し不能日から2か月を超えて不足分の保険料をお支払いいただけない場合、脱退とさせていただきます。
- お手続き方法**：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の募集代理店までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」、「告知書」、「口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」*をご提出いただけます。 *告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「変更依頼書」をご提出いただけます。

- 中途加入**：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日（10日過ぎの受付分は翌々月1日）から2023年1月1日午後4時までとなります。
- 中途脱退**：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の募集代理店までご連絡ください。
- 団体割引**は本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますのであらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金**：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

〔疾病〕被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

〔傷害〕被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

◆疾病保険特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき365日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^(※1) を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 <次ページに続きます。>
	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1) 保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 $\text{手術（重大手術(※3)以外）}<\text{入院中に受けた手術の場合}>$ $\text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 20 \text{（倍）}$ $<\text{外来で受けた手術の場合}>$ $\text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 5 \text{（倍）}$	
疾病手術保険金	重大手術(※3) $\text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 40 \text{（倍）}$ （注）重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

◆疾病保険特約(つづき)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病(国内外補償) 疾病手術 保険金	<p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>(2)骨髄幹細胞採取手術(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。 (※2)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p><前ページの続きです。></p> <p>(※2)「療養の給付」とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

◆傷害保険特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償) 傷害入院 保険金 傷害死亡 保険金 (介護コース) 傷害 後遺障害 保険金 (介護コース) 傷害手術 保険金	<p>保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき365日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">傷害入院保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p>
	<p>保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">傷害死亡保険金の額 = 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	
	<p>保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">傷害後遺障害保険金の額 = 傷害死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</p>	
<p>保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2)</p> <p style="text-align: center;">手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 20(倍) <外来で受けた手術の場合> 傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 5(倍)</p>	<p><次ページに続きます。></p>	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

◆傷害保険特約(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償) 傷害手術 保険金	<p>重大手術(※3)</p> <p>傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×40(倍)</p> <p>(注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p>	<p><前ページの続きです。></p> <p>⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p>

◆その他の特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
三大疾病 診断保険金	<p>被保険者が責任開始日以降の保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。</p> <p>①次のいずれかに該当したこと。 ア.初めてがんが診断確定されたこと。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目以降に該当した場合にかぎります。 イ.原発がん(※)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。 ウ.原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。 ②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 (※)初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など</p>
介護一時金 (介護コース)	<p>保険期間中に、疾病や傷害などにより所定の要介護状態(※1)(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払した場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>(※1)要介護状態とは、損保ジャパンが定める所定の要介護状態をいい、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。そのため、公的介護保険制度での要介護認定にかかわらず、この保険でお支払いの対象となるかを独自に判断します。</p> <p>(※2)目安として公的介護保険制度(平成27年10月現在)における「要介護2相当」から支払対象となります。</p> <p>(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。 ①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>
先進医療等 費用保険金 (注)	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦妊娠、出産 ⑧ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑨自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p>

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

◆がん保険特約

被保険者が、責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、入院前後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目（責任開始日）以降に該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断 保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。</p> <p>なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）</p> <p>③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性</p> <p>④上記以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑤がん以外での入院、手術、通院など</p>
がん入院 保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>がん入院保険金の額 = がん入院保険金日額 × 入院した日数</p> </div>	
がん手術 保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>手術（重大手術^(※3)以外） <入院中に受けた手術の場合> がん手術保険金の額 = がん入院保険金日額 × 20（倍） <外来で受けた手術の場合> がん手術保険金の額 = がん入院保険金日額 × 5（倍）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重大手術^(※3) がん手術保険金の額 = がん入院保険金日額 × 40（倍） （注）重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> </div> <p>（※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など</p> <p>（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>（※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①悪性新生物に対する開頭手術（穿頭術を含みます。） ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③悪性新生物に対する四肢切断術（手指・足指を除きます。） ④脊髄（せきずい）腫（悪性）摘出術 ⑤悪性新生物の治療を直接の目的として日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（1）から（5）までの制限があります。</p> <p>（1）時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>（2）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （※1）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 （※2）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>（3）医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>（4）放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p> <p>（5）乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。</p>	
がん通院 保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して4日を超えて入院し、その入院前後の通院責任期間に、がんの治療を直接の目的として通院された場合、通院した日数に対し、通院1日につきがん通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の通院責任期間につき通院支払限度日数は45日とします。</p> <p>また、がん入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、がん通院保険金をお支払いしません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>がん通院保険金の額 = がん通院保険金日額 × 通院した日数</p> </div>	
がん入院 一時金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して180日を超えて入院した場合、がん入院一時金保険金額をお支払いします。ただし、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院については、保険金をお支払いしません。</p>	

〈次ページに続きます。〉

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

◆がん保険特約（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん退院一時金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して20日を超えて入院した後、生存している状態で退院した場合、がん退院一時金保険金額をお支払いします。ただし、保険金がお支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません。	〈前ページの続きです。〉

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

- ①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意ください

●特定疾病等対象外特約について

告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。

※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

*「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

*ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。

ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。

また、保険期間の途中で削除はできません。

(削除できない場合の例) ○補償対象外とする疾病群が複数の場合

- 告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合など

詳しい内容につきましては、募集代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

用語のご説明

がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんを診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
責任開始日(がん)	ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間(がん)	入院の開始日の前日からその日を含めて60日前の日に始まり、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した日に終わる期間をいいます。
通院責任期間(疾病)	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 ^(※) または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※)皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。

《団体傷害総合保険》

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- **商品の仕組み**：この商品は傷害総合保険普通保険約款に個人賠償責任補償特約等をセットしたものです。
- **保険契約者**：公益社団法人東京都医師会
- **保険期間**：2022年1月1日午後4時から1年間となります。
- **申込締切日**：2021年11月12日（金）
- **引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等**：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - **加入対象者**：公益社団法人東京都医師会の会員
 - **被保険者**：会員本人またはご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます。
 【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。
 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 【夫婦型】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。
 ※被保険者本人との続柄はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。
 ただし、弁護士費用補償特約のオプションは未成年者を除きます。
- **お支払方法**：2022年2月から、毎月27日に指定口座から引き落としとなります。（12回払）（休業日の場合は翌営業日）
 ※保険料の引落しができなかった場合は、引落し不能分の保険料をお振込みいただけます。引落し不能日から2か月を超えて不足分の保険料をお支払いいただけない場合、脱退とさせていただきます。
- **お手続き方法**：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の募集代理店までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「変更依頼書」をご提出いただけます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は募集代理店までお問い合わせください。

（注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種別率は、職種別率表をご確認ください。

- **中途加入**：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日（10日過ぎの受付分は翌々月1日）から2023年1月1日午後4時までとなります。
- **中途脱退**：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の募集代理店までご連絡ください。
- **団体割引**は本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますのであらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- **満期返れい金・契約者配当金**：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。
 （※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒に限り、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 - 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 - 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの 〈次ページに続きます。〉
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
入院 保険金	<p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数 (1,000日限度)</p>	<p>〈前ページの続きです。〉</p> <p>⑧顎(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの</p> <p>⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。の間の事故) など</p>
手術 保険金	<p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p style="text-align: center;">手術(重大手術^(※3)以外)</p> <p style="text-align: center;">〈入院中に受けた手術の場合〉 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 20 (倍)</p> <p style="text-align: center;">〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5 (倍)</p> <p style="text-align: center;">重大手術^(※3)</p> <p style="text-align: center;">手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 40 (倍)</p> <p style="text-align: center;">(注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p>	<p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
通院 保険金	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含まれません。</p> <p>(注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	
介護 保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害^(※)が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。</p> <p style="text-align: center;">介護保険金の額 = 介護保険金年額 × 要介護期間(年) (事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間)</p> <p>(※) 「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p> <p>(注) 介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。</p>	

傷害(国内外補償)

【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】

特定感染症^(※1)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。

また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。

ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

(※1) 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症^(※2)をいいます。2021年7月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

(※2) 新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)であるものにかぎります。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
被害事故（国内外補償） 被害事故補償（注）	<p>被保険者が、被害事故^(※1)により死亡された場合または所定の重度後遺障害^(※2)が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 など</p> <p>(※1)被害事故とは、第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。 (※2)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など</p>
賠償責任（国内外補償） 個人賠償責任（注）	<p>日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計額をお支払いします（自己負担額はありませぬ）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^(※1)の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物（受託品）^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ⑦本人 ⑧本人の配偶者 ⑨本人またはその配偶者の同居の親族 ⑩本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑪本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑫⑬から⑭までのいずれかの者が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれませぬ。 ●携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ●コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ●義歯、義肢その他これらに準ずる物 ●動物、植物 ●自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ●通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ●貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ●クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ●ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ●山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ●データやプログラム等の無体物 ●漁具 ●1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 など (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的故障 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1) 次の⑦から⑭までのいずれかに該当するものを除きます。 ⑯主たる原動力が人力であるもの ⑰ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ⑱身体障がい者用車いすおよび歩行補助車、原動機を用いるもの (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

◆弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用（注） 法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。</p> <p>なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <p>1被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐欺にあった等^(※2)の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p>2借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みませぬ。 (次ページに続きます。)</p>	<p>【全トラブルに共通の事由】</p> <p>①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為^(※)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。 ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合は除きます。 ⑧被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル (次ページに続きます。)</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

◆弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）（つづき）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合						
	<p>〈前ページの続きです。〉</p> <p>3 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>4 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>5 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注1) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりです。 (注2) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したことによるトラブルに対しては、保険金をお支払いしません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">保険金種類</th> <th style="width: 80%;">お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">法律相談費用保険金</td> <td>法律相談^(※4)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額 } 1,000\text{円}$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">弁護士委任費用保険金</td> <td>弁護士委任^(※4)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費^(※5)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 $\text{弁護士委任費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合 } 10\%)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下 ①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりです。 (※2) 財物の盗難または詐欺にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎりです。 (※3) 遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。 (※5) 諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。</p>	保険金種類	お支払いする保険金の額	法律相談費用保険金	法律相談 ^(※4) の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額 } 1,000\text{円}$	弁護士委任費用保険金	弁護士委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費 ^(※5) を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 $\text{弁護士委任費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合 } 10\%)$	<p>〈前ページの続きです。〉</p> <p>⑨主として被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、詐欺による被害事故に関するトラブルを除きます。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。 ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルを除きます。 など (※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合を除きます。</p> <p style="background-color: #fff9c4; padding: 5px;">【各トラブル固有の事由】</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>左記①に該当する場合</p> <p>⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体美容または整形</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>左記①・②・⑤に該当する場合</p> <p>⑰被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子とその親族との間で発生した事由</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>左記①・⑤に該当する場合</p> <p>⑱環境汚染 ⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑電磁波障害</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>左記③に該当する場合</p> <p>㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル</p> </div>
保険金種類	お支払いする保険金の額							
法律相談費用保険金	法律相談 ^(※4) の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額 } 1,000\text{円}$							
弁護士委任費用保険金	弁護士委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費 ^(※5) を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 $\text{弁護士委任費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合 } 10\%)$							

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）

弁護士費用（注）
法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金

用語のご説明

用語	用語の定義												
原因事故	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">トラブルの種類</th> <th style="text-align: center;">原因事故の発生の時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2. 借地または借家に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が貸借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td> </tr> <tr> <td>3. 離婚調停に関するトラブル</td> <td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td> </tr> <tr> <td>4. 遺産分割調停に関するトラブル</td> <td>被保険者の被相続人が死亡した時</td> </tr> <tr> <td>5. 人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が貸借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時
	トラブルの種類	原因事故の発生の時											
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時											
	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が貸借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)											
	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時											
4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時												
財物	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。												
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)												
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。												
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。												
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。												
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。												
被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子	被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。												
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。												
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。												
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。												
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。												
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。												
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。												

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内



安心サポート制度にご加入の皆さまに無料電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの所得補償、団体長期障害所得補償、傷害総合、新・団体医療保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

- 介護関連相談
- 法律・税務・年金相談* (予約制・30分間)
- メンタルヘルス相談
- メンタルITサポート(WEBストレスチェック)

*一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。 ※2 SOMPO健康・生活サポートサービスの電話番号は加入者証送付時にご案内致します。 ※3 ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。 ※4 ご利用は日本国内からにかぎります。 ※5 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。 ※6 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

<介護コース・医療コース>

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

<傷害コース>

★被保険者ご本人の職業または職務 ★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

<介護コース・医療コース・傷害コース共通>

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

<介護コース・医療コース>

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

（※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

①特別な条件を付けずにご加入いただけます。

②特別な条件付きでご加入いただけます（介護コースは「介護一時金300万円コース」、医療コースは「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）」でご加入いただけます。）。

③今回はご加入いただけません。

- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【介護一時金支払特約】

- 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態（認定）に該当した場合は、保険金をお支払いします。

（※）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

（注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

【疾病保険特約・傷害保険特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

（注1）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

（注2）がん保険特約、がん診断保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

（注3）三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由に対しては、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

（注4）傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金については、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後も保険金をお支払いできません。

（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

【がん保険特約】

- がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。また、一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件（「特定疾病等対象外特約」をセット）でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。
- ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にご加入と診断確定された場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約、三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由は無効（これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目から5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。

<介護コース・傷害コース>

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- 弁護士費用補償において、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項

<介護コース・医療コース>

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく募集代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<傷害コース>

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく募集代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。
.....
「プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業」
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく募集代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ募集代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<介護コース・医療コース・傷害コース共通>

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>

- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、募集代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

<介護コース・医療コース・傷害コース共通>

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
がん保険特約、がん診断保険金支払特約、三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由等については、ご加入初年度の保険期間の開始日（または中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。
*中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日（10日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

【弁護士費用総合補償特約】

- 離婚調停に関するトラブルおよび人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

<介護コース・医療コース>

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは募集代理店までご通知ください。事故の発生日（疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日）、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

<傷害コース>

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは募集代理店までご通知ください。事故の発生日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

<介護コース・医療コース・傷害コース共通>

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、就業不能または就業障害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

<介護コース・医療コース・傷害コース共通>

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

<介護コース・傷害コース>

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、募集代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

<介護コース・医療コース>

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

<傷害コース>

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。

(注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

9. 個人情報の取扱いについて

＜介護コース・医療コース・傷害コース共通＞

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

（2021年7月現在）

ご参考 安心サポート制度の税務上の取扱いについて

（介護コース：医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約セット団体総合保険）
（医療コース：医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約セット団体総合保険）

保険料	介護コース・医療コース		保 険 料		
	保険加入者 (保険料負担者)	被保険者 (保険の対象者)	保険金受取人	被保険者に対する課税関係	
保 険 料	個 人	本 人	本 人	必要経費算入不可	介護医療保険料控除の対象となります
		従業員(全員加入)	従業員	必要経費算入可(福利厚生費)	給与課税の対象になりません
		従業員(一部従業員のみ)	従業員	必要経費算入可(支払給与)	給与課税の対象となります ただし、介護医療保険料控除 ^(※) を受けることができます
	法 人	役 員	役 員	役員報酬として損金算入可	役員の報酬(給与)、賞与として課税対象となります ただし、介護医療保険料控除 ^(※) を受けることができます
		役員・従業員(全員加入)	役員・従業員	損金算入可(福利厚生費)	給与課税の対象になりません
		従業員(全員加入)	従業員	損金算入可(福利厚生費)	給与課税の対象になりません
	従業員(一部従業員のみ)	従業員	損金算入可(支払給与)	従業員の報酬(給与)、賞与として課税対象となります ただし、介護医療保険料控除 ^(※) を受けることができます	

傷害コース (傷害総合保険)

保険料	傷害コース		保 険 料		
	保険加入者 (保険料負担者)	被保険者 (保険の対象者)	保険金受取人 ^{※1}	被保険者に対する課税関係	
保 険 料	個 人	本 人	本 人	必要経費算入不可	給与課税の対象となります
		従業員(全員加入)	従業員	必要経費算入可(福利厚生費)	給与課税の対象になりません
		従業員(一部従業員のみ)	従業員	必要経費算入可(支払給与)	給与課税の対象となります
	法 人	役 員	役 員	役員報酬として損金算入可	役員の報酬(給与)、賞与として課税対象となります
		役員・従業員(全員加入)	役員・従業員	損金算入可(福利厚生費)	給与課税の対象になりません
		従業員(全員加入)	従業員	損金算入可(福利厚生費)	給与課税の対象になりません
	従業員(一部従業員のみ)	従業員	損金算入可(支払給与)	給与課税の対象となります	

※1【傷害コース】の死亡保険金受取人は、被保険者(保険の対象者)の同意印を取り付けて、法人や個人事業主(雇用主)とすることができます。お手続き方法、税務上の取扱いについては募集代理店までお問い合わせください。

受け取った保険金

コース名	保険金の種類	受取人	課税関係
介護コース	死亡保険金	被保険者の相続人	みなし相続財産
	介護一時金	上表の保険金受取人	非課税
医療コース	すべて	上表の保険金受取人	非課税
傷害コース	死亡保険金	被保険者の相続人	みなし相続財産
	上記以外	上表の保険金受取人	非課税

※上記にあてはまらない場合は、募集代理店まで個別にご照会願います。

※上表は概要を説明したものです。詳しい内容については税理士などにご確認ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 保険金額 保険期間 保険料、保険料払込方法
 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

《団体傷害総合保険の場合》

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。 ※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

【家族型・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

◆募集代理店（お問い合わせ先）

◆取扱代理店（幹事）



東京都医師会 福利厚生事業代行会社
 有限会社 駿河台厚生企画

〒101-0062 千代田区神田駿河台2-5 東京都医師会館4階

TEL 03-3292-7663

受付時間 平日 午前9時30分から午後5時30分まで

FAX 03-3292-7664

E-Mail skk-tma@carol.ocn.ne.jp

URL http://surugadai-tma.jp/



※当社ホームページにアクセスいただけます。各種団体保険制度等をご参照ください。

◆引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

東京公務開発部営業開発課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5420

受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

FAX 03-6388-0164

◆事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、募集代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サービスセンター

0120-727-110

受付時間 24時間365日

◆指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808 (通話料有料)

受付時間 平日 午前9時15分から午後5時まで
 (土・日・祝日・年末年始は休業)

●詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 募集代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代行業務を行っております。したがって、募集代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- 本契約では既加入者について次年度以降、特にご連絡等がない場合は前年と同条件にて更新させていただきます。継続加入を行わない場合、または保険金額等加入内容の変更を希望される場合は募集期間内に募集代理店まで必ずご連絡願います。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式サイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なったり、公式サイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者カードは大切に保管してください。また保険期間より2か月を経過しても加入者カードが届かない場合には、損保ジャパンまでご照会ください。